

第百六十六号議案

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表一の項を次のように改める。

- |   |    |
|---|----|
| 一 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務であつて法第二条第四項に規定する基幹統計である建設工事統計に係る事務のうち、次に掲げるもの | 各市 |
| イ 法第十四条の規定による統計調査員に対する指揮監督並びに当該統計調査員に対する報酬及び費用弁償の交付   |    |
| ロ 政令別表第二 八の項下欄第二号の規定による調査票の配布に関する事務、同欄第三号の規定による調査票の収集に関する事務、同欄第四号の規定による調査票の審査に関する事務及び同欄第六号の規定による調査票への必要な事項の記入に関する事務               |    |

第二条の表十六の二の項中「粉じんに関する規制に係る」を削り、同項イ中「第十八条の十五第一項」を「第十八条の十七第一項」に改め、同項ロ中「第十八条の十六」を「第十八条の十八」に改め、同項ハ中「第十八条の十九」を「第十八条の二十一」に改め、同項ニ中「徴収」の下に「（解体等工事に係る建築物等の状況又は特定粉じん排出等作業の状況に関するもの

に限る。)」を、「立入検査」の下に「(解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場又は解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所等に係るものに限る。)」を加える。

第二条の表二十九の六の三の項及び二十九の六の四の項を次のように改める。

二十九の六の三及び二十九の六の四 削除

#### 附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の表一の項の改正規定 公布の日
- 二 第二条の表十六の二の項の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十九号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

#### (提案理由)

市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。